

岡山大学「おかえりベンチ」寄付募集について

岡山大学は今年、創立 75 周年を迎えました。大学の歴史と共に歩んできた皆さまと学生との新たな絆を深めるため、「あなたと岡大の不易流行 75」プロジェクトを開始し、本プロジェクトの一環として、「おかえりベンチ」を設置するための寄付を募集します。

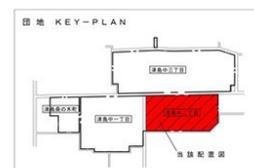
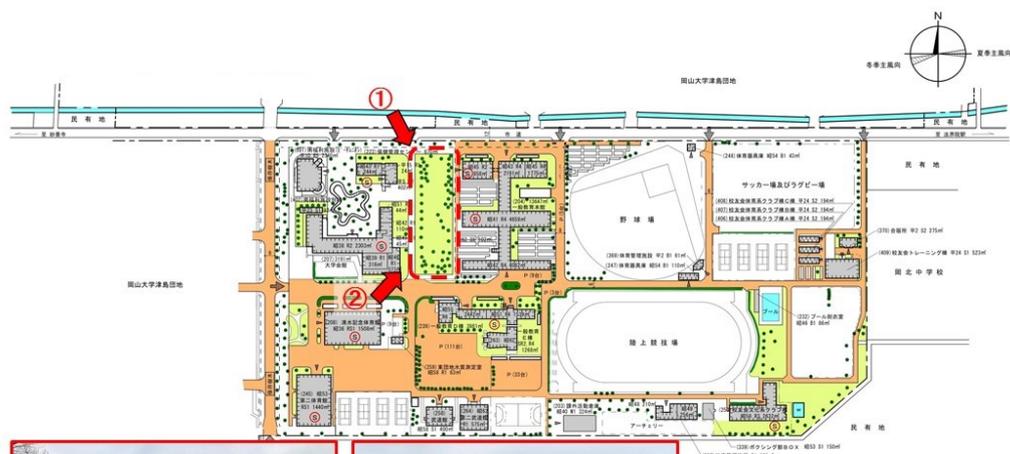
「おかえりベンチ」は、その名のとおり、岡山大学を応援してくださる皆さまを「おかえり」と迎え、学生たちにとっては新たな思い出を刻む場所となり、岡山大学の過去と未来を紡ぐ場となることを目指しています。また、応援してくださる皆さまのお名前とメッセージを刻印し、新たな世代へ引継ぎ、岡山大学との絆が一層深まることを期待しております。

募集概要

■ 設置場所及び設置数

岡山大学津島東キャンパス内（津島中2丁目） 7基

配置については大学にご一任ください。



■ 寄付していただくベンチのイメージ及び寄付額

【A】テーブルセット:寄付額 100 万円



サイズ	W1.8m×D1.6m
座面	再生木材
脚	アルミ合金鋳鉄 埋設PC基礎に固定
その他	寄贈プレート(3.5×12センチ) 除草整地含む
メーカー	(株)コトブキ

【B】背付きベンチ:寄付額 50 万円



サイズ	W1.8m
座面	再生木材
脚	アルミ合金鋳鉄 埋設PC基礎に固定
その他	寄贈プレート(3.5×12センチ) 除草整地含む
メーカー	(株)コトブキ

【C】背なしベンチ:価格:30 万



サイズ	W1.5m
座面	再生木材
脚	アルミ合金鋳鉄 埋設PC基礎に固定
その他	寄贈プレート(3.5×12センチ) 除草整地含む
メーカー	(株)コトブキ

■ 記念プレートの仕様とイメージ(記入例)

材質:真鍮/サイズ:H35mm×W120mm



(実物大:A4 判印刷時)

- ・メッセージ及び寄付者名(団体・企業名も可)を記入することができます。
- ・メッセージは文字の大きさの都合上、40 字以内でお願いします。
- ・文字は明朝体【記入例の文字】のみとなります。文字色、文字サイズ指定できません。
- ・その他、注意事項(1)寄付者名等の表示を必ずご確認ください。

■ 募集期間

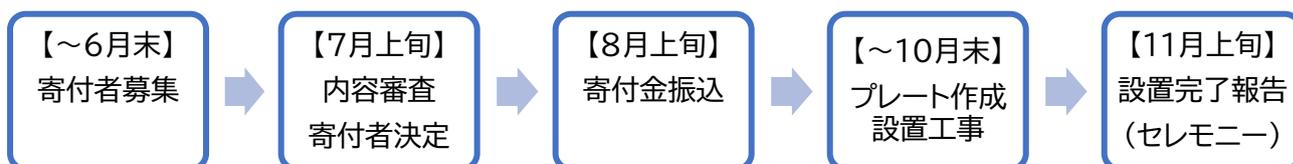
令和6年6月28日(金)まで

先着順 募集枠が無くなり次第終了いたします。

■ 応募の方法

おかえりベンチ事業に賛同され、寄付を希望する方は申込用紙に必要事項を記入のうえ、下記窓口にメールまたは郵送にてご提出ください。

■ 募集から設置までの流れ



※内容審査の結果によりご寄付を
いただかない場合がございます。

■ 注意事項

(1) 寄付者名等の表示

寄付者名簿の表示について、個人名・団体名・企業名・メッセージが H35mm×W120mm の大きさの金属プレートに表示できます。

ただし、以下の寄付者名・メッセージは認められませんので、ご注意ください。

1. 公序良俗に反するものその他これに類する業務の寄付者名・メッセージ
2. 本学管理者が、本学の景観または本プロジェクトにそぐわないと判断する寄付者名・メッセージ

また、申し込み後上記の事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

なお、表示する寄付者名簿等については、本学で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

寄付者名・メッセージ等に著作権等を生じるもの(歌の一部・有名人の名前等)は、寄贈者の費用負担と責任で記載ください。

(2) 財産の帰属等

寄付されたベンチ、プレートの財産等は本学に帰属するものとします。また、老朽化や修復等、管理者である本学が必要と認めたときは、移設・撤去をする場合があります。なお、撤去をする場合にはお知らせいたします。

(3) 寄付金の扱い

一旦振り込まれた寄付金は返金できません。また、原則として寄付金が振り込まれた後、プレートの表示内容の変更はできませんのでご了承ください。

■ 問い合わせ及び申込窓口

岡山大学総務・企画部総務課(学都基金室)

〒700-8530 岡山市北区津島中 1-1-1

TEL:086-251-7009 FAX:086-251-7294

E-mail:kikin@adm.okayama-u.ac.jp

税金控除

おかえりベンチ事業は税金控除の対象となります。手続きは以下を参照ください。

【個人(所得税)】

本学へのご寄付は、寄付者が個人の場合、所得税法上の寄付金控除の対象となり、確定申告を行うことにより、税制上の優遇措置を受けることができます(所得税法第78条第2項第2号)。

- 詳細はこちら(国税庁 HP)

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

【個人(住民税の控除)】

お住まいの地方自治体が条例で本学を寄付金税額控除の対象と指定している場合、寄付金額から2,000円を除いた額に対し(その年の総所得金額の30%が限度)県民税は4%、市民税は6%を乗じた額が、翌年の住民税から控除することができます(双方指定の場合10%)。

※岡山県及び県内全ての市町村において寄付金税額控除の対象として条例で指定されています。

【法人】

法人税法第37条第3項第2項により、全額損金算入が認められています。

- 詳細はこちら(国税庁 HP)

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm